

《ご協力いただき皆様へ》

こども110番の家

ハンドブック



広島市青少年健全育成連絡協議会



「こども110番の家」とは

子どもたちが危険にさらされ、助けを求めてきた場合、緊急避難場所として、一時的に保護し、警察や学校、保護者などの関係機関へ連絡していただくところです。

平成17年11月に発生した矢野西小学校児童の殺害事件をはじめ、全国的に、子どもを狙った犯罪が多く発生し、たいへん心配な状況です。

市民総ぐるみで子どもたちの安全を確保し、より良好な地域環境づくりを進めるため、広島市青少年健全育成連絡協議会が地域に呼びかけ、広島市と一体となって「こども110番の家」の設置を進めています。

多くの方々にご協力いただくことにより、地域で子どもたちを守っていること、不審な人物や行動に目を配っているということを示し、犯罪の未然防止の役割も担っています。

「こども110番の家」ステッカー





「こども110番の家」の皆様へのお願い

○ ステッカー・プレートは子どもの見やすいところへ

「こども110番の家」のステッカーまたはプレートを、店頭もしくは玄関先など、子どもの目の高さの、見えやすいところに貼ってください。

○ 日頃から子どもたちと顔なじみに

日々の家の前の掃除、水遣り、散歩などを子どもの登下校時間に合わせて行っていただき、子どもたちに気軽に声を掛けるなど、できるだけ日頃から子どもたちと顔なじみになってください。

○ 秘密は厳守

万一、子どもを保護した時は、子どもの心を傷つけないためにも、助けを求めてきた子どものことやその内容について他人に話さないようにしてください。

○ 連絡先は日頃から確認

日頃から、学校や最寄りの警察署など、連絡先を確認し、このパンフレットの裏面の連絡先リストに記入しておいてください。
(警察への連絡は、「110番」にしてください。)

○ スタンプラリーなどに協力を

「こども110番の家」が、いざというとき活用されるためには、子どもたちが、日頃から、いつも通る道のどこに「こども110番の家」があるのか、「こども110番の家」にはどんな人が住んでいるのかなど、知っておくことが大切です。

このため、学校やPTA、青少年健全育成連絡協議会、子ども会、町内会などが連携して、「こども110番の家」マップ作りや「こども110番の家」スタンプラリーなど、様々な取組が行われています。ご協力をお願いします。





子どもが逃げ込んできたときは！

まず、自分が落ち着きましょう。

子どもを落ち着かせましょう。

子どもに「もう大丈夫だよ」など、やさしい言葉をかけて落
ち着かせてください。

何があったかを聞きましょう。

どうして避難してきたのか確認してください。

- 知らない人に声をかけられたり、付きまとわれた
- 車に乗せられそうになった、追いかけられた
- ちかんの被害にあった

など、子どもの話をよく聞いてあげましょう。

○犯罪の疑いがある場合

すぐに**110番**通報してください。

*警察への連絡は、「110番」にしてください。

子どもに次のことをたずねてください。

内容	何があったのか
日時、場所	いつ、どこで（目標物は）
不審者の特徴	年齢、身長、頭髪、服装、凶器の有無
車の特徴	ナンバー、色
逃走方向	不審者が逃げた方向
子どもの住所、名前	住所、名前、学校名、学年、電話番号





110番通報の要領

あせらず、落ち着いて警察官の質問に答えてください。

警察官がたずねることは、概ね前頁下の表の内容です。

警察官に「こども110番の家」であることを伝え、あなたの「住所」「名前」「電話番号」等を伝えてください。

110番通報が終わっても警察官が来るまで、子どもを保護してください。

110番通報の後、保護者と学校に連絡してください。

注意 「こども110番の家」の役割は、子どもの一時保護と通報です。ご自身及び子どもの安全確保を最優先してください。
(決して不審者の追跡、取り押さえなど行わないでください。)

○犯罪の疑いがない場合

思いやりを持って子どもに接してください。

子どもが、

- 水を飲ませて
- トイレを貸して
- お腹が痛い
- 雷が怖いので雨がやむまで待たせて

などの理由で駆け込んできた場合でも、思いやりを持って接してください。

* 子どもを保護した場合は、後日でも結構です、広島市教育委員会青少年育成部までご連絡ください。





子どもたちに教えて下さい！

地域で、または家庭で、子どもたちに次の5つの約束を守るよう教えてください。

- ① 一人で遊ばない。
- ② 知らない人にはついて行かない。
- ③ 誰かに連れて行かれそうになったら、大声で助けを呼ぶ。
- ④ 友だちが知らない人に連れて行かれそうになったら、大声で助けを呼ぶ。
- ⑤ 遊びに行くときは、「どこで」、「だれと」遊ぶのか、「いつ帰るのか」を家人に言ってから出かける。

子どもの安全5つの約束 「いかのおすし」

・ついていかない

知らない人には絶対ついて行かない

・のらない

知らない人の車に乗らない

知らない人の誘いにのらない

・おきな声で叫ぶ

あぶなかつたら（こわかつたら）大きな声で叫ぶ

・すぐ逃げる

安全な場所へ走ってすぐ逃げる

（子ども110番の家、警察署、交番、お店、学校など）

・知らせる

何かあったら、近くの大人や警察、家人、学校に知らせる





そ の 他

○ 協力者名簿について

「こども 110 番の家」にご協力いただく方は、地区（学区）青少年健全育成連絡協議会を通じて、広島市の協力者名簿に「名前」「住所」「電話番号」を登載いたします。

なお、この協力者名簿は、学校や地域における安全教育等へ活用するため、広島市を通じて、広島県警察本部及び所轄の警察署、小・中・高等学校及び各区役所区政振興課に情報提供を行いますのでご了承ください。

○ 災害補償制度について

広島市は、地域の方が安心して「こども 110 番の家」にご協力いただけるように、平成 11 年 6 月、災害補償制度を開始しました。毎年、協力者名簿により保険への加入手続きを行います。

災害補償の区分	対象となるもの(人)	お見舞金の額
財物の損壊	協力者の住居建物	3 万円
	上記の収容物	3 万円
死 亡		1, 000 万円
後 遺 障 害	協力者本人	後遺障害の状態に応じて 30 万円、300 万円、 1, 000 万円の 3 区分
	協力者の家族	
	協力者の使用人	
入 院		5 万円
通 院		1 万円

- ※ ご自身で加入されている生命保険や、犯人からの賠償等とは別に給付されます。
- ※ 複数の後遺障害が残った場合でも、重複給付はされません。
- ※ 通院して、かつ入院された場合には、「入院」の取扱いとなります。



【連絡先リスト】

連絡先	電話番号
小学校	
中学校	
警察署	
区役所	
病院	
地区青少年健全育成連絡協議会会長	
犯罪の場合は、 <u>110番</u>	ケガや病気は、 <u>119番</u>

■ こども110番の家についての問合先

- ・各地区（学区）青少年健全育成連絡協議会会長
- ・広島市教育委員会青少年育成部（TEL242-2116）

**みんなで守ろう
子どもの安全**

広島市・広島市教育委員会

広島市青少年健全育成連絡協議会

発行 平成18年3月

事務局 TEL730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目4番15号

(広島市教育委員会青少年育成部育成担当)

TEL 082-242-2116

FAX 082-242-2018